

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」（第25回）
・「資産運用に関するタスクフォース」（第4回）合同会合の
開催について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

金融庁は2023年11月22日、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」（第25回）・「資産運用に関するタスクフォース」（第4回）の合同会合を開催しました。

詳細は、以下の金融庁HPをご参照ください。

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market-system/siryoku/20231122.html

今回は、議論をとりまとめた報告書案「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース 報告書（案）」が提出され、その内容について議論が行われました。

企業年金については、報告書案において、以下の記載がございました。

【金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース
報告書（案）】（一部抜粋）

○14ページ、

本文302行～304行（アセットオーナーシップの改革）への欄外注記22

「日本では、大規模な公的年金を除く、多くの中小の企業年金において、運用担当者の専門性の確保や人材育成が課題であるとの指摘があった。」

○15 ページ、本文313行～320行

「DCにおいては、企業の多くは運用管理業務や投資教育を金融機関等（運営管理機関）へ委託しており、運営管理機関は、加入者の最善の利益を確保する観点から、適切な運用商品の選定・提示や情報提供の充実等を行うことが求められる。この点、運営管理機関については、他の金融グループの投資信託を含めた、最善の商品が選定されていないのではないかと、といった懸念も指摘されており、運営管理機関は、加入者本位の下で、適切な業務運営や創意工夫をしていくことが期待される。こうした点も含め、アセットオーナーを支える金融機関について、当局が適切にモニタリングを行い、必要に応じて改善を求めていくことも不可欠であると考えられる。」

<委員からの意見（一部抜粋）>

- ・報告書案15ページ、319行目「当局が適切にモニタリング」という表現がある。従来DCの当局といえばDC法を所管する厚生労働省であったが、2023年の臨時国会で成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（※）においては、金融事業者としての企業年金の位置づけも明確になったところ。319行目における当局という表現はおそらく金融庁のことかと思うが、金融庁においては、従来厚生労働省が取り組んできたところであるので、金融庁と厚生労働省で力を合わせて、それぞれ得意な分野、有効な分野において、努力を払われて、DC法の目的の達成に向けて尽くしていただきたい。（玉木委員（大妻女子大学短期大学部教授））
- ・報告書案やこれまでの議論において、企業年金も含めてアセットオーナーという表現が使われているが、アセットオーナーとしてひとくくりとすべきではない場面もあると思う。これまでも述べてきたが、企業年金の運用については労使自治、労使合意の尊重を前提に長期にわたり確実に給付が保証されるための運用がなされるべきである。そのため、スタートアップ企業への投資の促進等、過度なリスクテイクやそれによるリターンの獲得を目指す等、特定の方向に誘導することがないよう留意が必要。また企業年金改革の方向性は、資産運用立国分科会でも議論をされていると承知しているが、社会保障審議会での議論も十分に尊重する必要があると考えている。
（片山委員（日本労働組合総連合会総合政策推進局経済・社会政策局長））
- ・「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（※）に規定されている金融経済教育推進機構に関して。特に中小の年金基金、アセットオーナーの方々について。このタスクフォースでも議論になったが、多数の小規模の年金基金のリテラシーの向上が必要。この方々にむけてのプログラムが新しい機構から提供される必要があると考える。今後、新

機構の事業開始にあたり、この点をご留意いただきたい。

(白須委員 (青山学院大学経済学部教授))

(※) 2023年11月20日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」については、別途ご案内予定です。

参考：金融庁 HP <https://www.fsa.go.jp/common/diet/212/index.html>

なお、神田座長 (市場制度ワーキング・グループ座長) からは、以下の趣旨の発言がありました。

- ・本日の報告書案について、基本的には大筋において皆様からご賛同をいただいているかと認識。
- ・本日いただいたご指摘等を踏まえ、今後、加藤座長 (資産運用に関するタスクフォース座長) と事務局と相談のうえ、最終版を作成する。

事務局からは、以下の趣旨の発言がありました。

- ・報告書案の修文は 座長二人と相談して、委員にも確認のうえ、できるだけ早く公表することとしたい。
- ・報告書案の内容については、資産運用立国分科会にも報告予定。

*****メール配信サービス (年金NEWS・メルマガ) *****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202311-170-0349-D